

担当 京都労働局職業安定部
職業安定課長 奥村 誠治
地方労働市場情報官 山田 剛
電話 075-241-3268

平成22年4月分の京都府内の主要雇用指標とトピックス

- 有効求人倍率は0.52倍で前月と比べ0.02ポイント低下 -

1 主要雇用指標 (資料1)

平成22年4月の有効求人倍率(季節調整値)は0.52倍と前月より0.02ポイント低下した。新規求人倍率は(季節調整値)0.97倍と前月より0.04ポイント上昇した。

有効求人倍率	0.52倍(季節調整値)前月と比べ0.02ポイント低下 前年同月0.56倍、前月0.54倍
有効求人数	33,246人(原数値)前年同月に比べ2.7%減少 前年同月34,180人、前月36,147人
	有効求職者数
新規求人倍率	0.97倍(季節調整値)前月と比べ0.04ポイント上昇 前年同月0.91倍、前月0.93倍
新規求人数	13,673人(原数値)前年同月に比べ4.8%上昇 前年同月13,051人、前月14,823人
	新規求職者数

(参考)全国と近畿の有効求人倍率

全国の有効求人倍率 0.48倍(季節調整値)前月と比べ0.01ポイント低下
前年同月0.48倍、前月0.49倍

近畿の有効求人倍率 ()内は前月差

京都府	滋賀県	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	近畿計
0.52	0.46	0.49	0.46	0.51	0.54	0.49
(0.02)	(0.01)	(0.01)	(0.00)	(0.01)	(0.00)	(0.01)

2 トピックス

求人等に占める正社員分の状況（資料2）

常用フルタイム有効求職者1人当たりの正社員有効求人数（「正社員有効求人倍率」）は、0.31倍となり、前月より0.02ポイント低下した。

- ・正社員有効求人倍率 0.31倍 前年同月比0.02ポイント低下
- ・正社員の有効求人数 14,548人 前年同月比6.9%減少
- ・有効求人に占める正社員の比率 43.8% 前年同月比1.9ポイント低下

非正規労働者の雇止め等の状況について

派遣又は請負契約の期間満了、中途解除による雇用調整及び有期契約の非正規労働者の期間満了、解雇による雇用調整について、一昨年10月から今年6月末までに実施済又は実施予定として、今年4月21日から5月19日までに把握できたものは、京都府内で11人となっている。

		【参 考】	
総数	1事業所	11人	(総数 155事業所 4,103人)
派遣		0人	(派遣 2,222人)
契約(期間工等)		0人	(契約(期間工等) 541人)
請負		0人	(請負 0人)
その他		11人	(その他 1,340人)

()は5月19日までに把握できたもの累計で、本省が5月28日に参考に公表した数値。集計結果は、労働局及びハローワークが、非正規労働者の雇止め等の状況について、企業に対する任意の聞き取り等により把握した状況をまとめたものである。また、労働局やハローワークの通常業務において入手し得た情報に基づき、可能な範囲で企業に対して任意の聞き取りを行っているため、全ての離職事例や詳細を把握できたものではない。

特に、今後の雇止め等の予定として把握されたものについては、対象労働者が未定であること等により、現時点で把握が難しい項目があることにも留意が必要である。

3 トピックス

適職発見フェア 京都2010の開催について（資料3）

4 トピックス

平成22年7月から障害者雇用に関する制度が変わります。（資料4）

改正障害者雇用促進法（平成20年12月成立）の

障害者雇用納付金制度の対象企業規模の引き下げ
短時間労働を雇用率制度の対象とする
除外率の一律10%の引き下げ

の3点が本年7月1日から施行されます。

5 トピックス

平成22年度「企業内人権啓発推進員研修会、学卒求人説明会」及び「京都府企業内人権問題啓発セミナー」の開催について

京都労働局（ハローワーク）では、応募者の適性・能力に基づく公正な採用選考が図られるように、事業所に対して「企業内人権啓発推進員研修会」を開催し啓発を行っており、今年度も学卒求人手続を説明するための「学卒求人説明会」と併せ、下記の日程で開催します。

なお、本研修会は、京都府が人権意識の高揚を図るため、企業の人事担当者を対象として開催する「京都府企業内人権問題啓発セミナー」も併催しています。

開催日時	会場	管轄安定所
6月 8日（火）	野田川わーくぱる	福知山、舞鶴、峰山
6月10日（木）	京都染織会館・シルクホール	京都西陣
6月11日（金）	京都テルサ・テルサホール	京都七条
6月14日（月）	パルティール京都	伏見、宇治、京都田辺

* 開催時間は、全ての会場が13時30分～15時30分です。

主要雇用指標の推移

資料1 - 1

	有効求人倍率 (季節調整値)	有効求人数 (原数値)	有効求職者数 (原数値)	新規求人倍率 (季節調整値)	新規求人数 (原数値)	新規求職者数 (原数値)
平成21年 4月	0.56	34,180	66,703	0.91	13,051	20,372
平成21年 5月	0.53	30,743	65,755	0.89	11,984	14,141
平成21年 6月	0.51	30,109	66,146	0.88	12,262	15,152
平成21年 7月	0.50	30,011	64,875	0.86	13,289	14,170
平成21年 8月	0.48	29,094	63,567	0.83	11,497	13,297
平成21年 9月	0.48	30,715	62,976	0.86	12,403	14,059
平成21年 10月	0.48	32,317	63,433	0.85	14,472	15,143
平成21年 11月	0.49	32,287	60,456	0.88	12,806	12,053
平成21年 12月	0.48	30,012	56,091	0.81	10,773	10,339
平成22年 1月	0.52	32,296	57,267	0.96	14,880	15,876
平成22年 2月	0.53	34,042	59,301	0.89	13,513	14,910
平成22年 3月	0.54	36,147	64,734	0.93	14,823	17,571
平成22年 4月	0.52	33,246	68,484	0.97	13,673	19,663
前年同月差(比)	0.04	2.7	2.7	0.06	4.8	3.5
前月差(比)	0.02	8.0	5.8	0.04	7.8	11.9

注1) 平成21年12月以前の有効求人倍率と新規求人倍率の季節調整値については、季節調整替えにより公表値とは異なる場合があります。

注2) 「季節調整替え」とは、最新一年間で新たに得られた数値を過去のデータ系列に加えた上で、季節変動要素の見直しを行い、過去の季節調整値を再計算することをいいます。

京都府内の公共職業安定所別有効求人倍率の状況

(パートタイムを含む原数値)

		有効求人倍率	有効求職者数 (人)	有効求人数 (人)
京都西陣	平成22年4月	0.52	24,152	12,491
	平成21年4月	0.64	22,533	14,419
	前年差(比)	0.12	7.2	13.4
京都七条	平成22年4月	0.57	15,746	8,926
	平成21年4月	0.57	15,824	8,971
	前年差(比)	0.00	0.5	0.5
伏見	平成22年4月	0.41	8,311	3,376
	平成21年4月	0.40	8,287	3,334
	前年差(比)	0.01	0.3	1.3
宇治	平成22年4月	0.44	6,590	2,894
	平成21年4月	0.39	6,615	2,567
	前年差(比)	0.05	0.4	12.7
京都田辺	平成22年4月	0.24	4,811	1,174
	平成21年4月	0.25	4,404	1,106
	前年差(比)	0.01	9.2	6.1
福知山	平成22年4月	0.48	3,916	1,875
	平成21年4月	0.39	4,145	1,603
	前年差(比)	0.09	5.5	17.0
舞鶴	平成22年4月	0.53	2,457	1,307
	平成21年4月	0.50	2,333	1,171
	前年差(比)	0.03	5.3	11.6
峰山	平成22年4月	0.48	2,501	1,203
	平成21年4月	0.39	2,562	1,009
	前年差(比)	0.09	2.4	19.2
出張所分を含む				
合計	平成22年4月	0.52	68,484	33,246
	平成21年4月	0.56	66,703	34,180
	前年比〔比〕	0.04	2.7	2.7

合計欄の有効求人倍率は季節調整値

正社員の職業紹介状況（京 都）

年 月	全体の有効 求人倍率 (季調値)	有効求人 (原数値)	有効求職 (原数値)	正社員				
				有効求人倍率	有効求人	正社員比率	有効求職	正社員比率
21年 4月	0.56	34,180	66,703	0.33	15,620	45.7	46,887	70.3
21年 5月	0.53	30,743	65,755	0.30	13,872	45.1	45,893	69.8
21年 6月	0.51	30,109	66,146	0.30	13,755	45.7	45,771	69.2
21年 7月	0.50	30,011	64,875	0.30	13,548	45.1	45,533	70.2
21年 8月	0.48	29,094	63,567	0.30	13,419	46.1	44,644	70.2
21年 9月	0.48	30,715	62,976	0.31	13,753	44.8	43,919	69.7
21年10月	0.48	32,317	63,433	0.31	13,809	42.7	44,176	69.6
21年11月	0.49	32,287	60,456	0.33	13,961	43.2	42,307	70.0
21年12月	0.48	30,012	56,091	0.33	13,300	44.3	39,781	70.9
22年 1月	0.52	32,296	57,267	0.35	14,026	43.4	40,640	71.0
22年 2月	0.53	34,042	59,301	0.35	14,577	42.8	41,954	70.7
22年 3月	0.54	36,147	64,734	0.33	14,906	41.2	45,518	70.3
22年 4月	0.52	33,246	68,484	0.31	14,548	43.8	47,365	69.2

夢と希望が

未来を創る

先端技術を
世界へ発信!

京都の有力な
企業約50社集結

第1回

適職発見フェア ★京都2010

若年者向け

合同企業説明会

6/17 木

日時 ● 2010

13:30~17:00

入場無料 申込・履歴書不要

会場 ● **テルサホール**
京都テルサ西館1F

対象 ● 大学・短大・高専・専門学校を
2011年3月卒業予定者、及び
2010年3月卒業者

参加社名 ● 「きょうと就職情報Net」
にて5月下旬公開

<http://www.kyoto-shusyokunet.jp>

京都で働きたい!



〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70
府民総合交流プラザ内

地下鉄九条駅下車徒歩8分 近鉄東寺駅下車徒歩8分

この合同企業説明会は、若年者就職支援の一環である「厚生労働省京都労働局委託事業」として開催されます。

◎主催：京都経営者協会（厚生労働省京都労働局委託 若年者地域連携事業）

◎お問合せ：TEL075-691-9700/FAX075-691-9701 Eメール career@kyotokeikyo.or.jp

事業主のみなさまへ

！ 平成22年7月から 障害者雇用に関する制度が変わります。

以下にあてはまる事業主の方はご注意ください。

☆ 常用雇用している労働者数が200人を超え
300人以下の事業主の方

⇒ 障害者雇用納付金制度の対象になります。

☆ パートタイマーなど短時間労働者を数多く
雇用している事業主の方

⇒ 短時間労働者（週の所定労働時間が20時間
以上30時間未満）が障害者雇用率制度の対象
となります。

☆ 除外率が適用されている事業所のある事業主
の方

⇒ 現在設定されている除外率が一律10%ポイ
ント引き下げられます。

除外率は、一律に法定雇用率を適用することになじまない性質の職務について、
事業主負担を調整する観点から、特定の業種について雇用義務の軽減を図る制度
ですが、平成14年の法改正により、段階的に廃止・縮小することとされています。



厚生労働省・都道府県労働局
公共職業安定所（ハローワーク）

1 障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大

(1) 障害者雇用納付金制度とは

障害者雇用納付金制度は、事業主間の経済的負担を調整する観点から、雇用障害者数が法定雇用率（1.8％）に満たない事業主から、その雇用する障害者が1人不足するごとに1月当たり5万円を徴収し、それを原資として、法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用調整金（超過1人につき1月当たり2万7千円）や助成金を支給する仕組みです。

この障害者雇用納付金の徴収は、昭和52年以降、経過措置として、常用雇用労働者を301人以上雇用する事業主のみを対象としてきました。

(2) 障害者雇用納付金制度の対象事業主を拡大する目的

しかし、近年、障害者の雇用が着実に進展する中で、中小企業における障害者雇用状況の改善が遅れており、障害者の身近な雇用のある中小企業における障害者雇用の促進を図る必要があります。

(3) 今回の法改正による改正点

こうした観点を踏まえ、

平成22年7月から、常用雇用労働者が200人を超え300人以下の事業主
平成27年4月から、常用雇用労働者が100人を超え200人以下の事業主

に、障害者雇用納付金制度の対象が拡大されます。

Point

☆ 制度の適用から5年間は、納付金の減額特例が適用されます。

常用雇用労働者が200人を超え300人以下の事業主

平成22年7月から平成27年6月まで 5万円 → 4万円

常用雇用労働者が100人を超え200人以下の事業主

平成27年4月から平成32年3月まで 5万円 → 4万円

※ 障害者雇用調整金は、変わらず2万7千円となります。

☆ 中小企業における障害者の雇用を促進するため、様々な助成金があります。お近くの公共職業安定所（ハローワーク）に、お気軽にご相談ください。

2 障害者の短時間労働への対応

(1) 障害者雇用率制度における短時間労働の取扱い

現在の障害者雇用率制度においては、原則として、週所定労働時間が30時間以上の労働者を実雇用率や法定雇用障害者数の算定の基礎としています。

このため、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の重度障害者や精神障害者を除き、重度でない身体障害者や知的障害者である短時間労働者については、実雇用障害者数や実雇用率にカウントすることはできませんでした。

(2) 短時間労働に対する対応の必要性

- 一方で、短時間労働については、
- ・ 障害者によっては、障害の特性や程度、加齢に伴う体力の低下等により、長時間労働が難しい場合があるほか、
 - ・ 障害者が福祉的就労から一般雇用へ移行していくための段階的な就労形態として有効である
- などの理由から、障害者に一定のニーズがあります。

(3) 今回の法改正による改正点①

こうしたニーズへの対応として、平成22年7月から、障害者雇用率制度における実雇用障害者数や実雇用率のカウントの際に、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）をカウントすることとなります。このとき、そのカウント数は0.5カウントとなります。

(4) 今回の法改正による改正点②

(3)の改正とあわせ、平成22年7月から、障害者雇用率制度において、実雇用率や法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）の算定の基礎となる常用雇用労働者の総数に、短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）をカウントすることとなります。その際、短時間労働者は0.5カウントとして計算し、これを基に、実雇用率や法定雇用障害者数を計算します。

Point

☆ 実雇用率等の計算式は次のようになります。

$$\begin{aligned} \text{実雇用率} &= \frac{\text{障害者である労働者※の数} + \text{障害者である短時間労働者の数} \times 0.5}{\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5} \\ \text{法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）} &= (\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5) \times 1.8\% \end{aligned}$$

今回の法改正による改正点

※ 「労働者」からは短時間労働者を除いています。

※※ 小数点以下は切捨てとなります。